

# 小諸すみれ通信

K O M O R O S U M I R E N E W S

平成 30 年 4 月 2 日改訂（内容は随時更新いたします）

ソーシャルワーカー / 医療福祉相談室



## 精神障害者保健福祉手帳って？

精神障害をもつ方が、各種福祉サービスや援助を受け、社会参加をしていくための手帳です。

**対象** 精神科の病気をもっており、日常生活や社会生活をする上でハンディキャップをもつ方で、手帳の交付を希望する方。かつ、初めて精神科の病気で医療機関にかかって（初診日）から 6 か月以上、過ぎている方。※発達障害（ADHD/ 自閉症スペクトラム）の診断を受けている方も申請が可能です。ご相談下さい。

### 有効期限

2 年更新の場合（有効期限の 3 ヶ月前から手続き可能）

### 窓口

手帳の申請、交付の窓口は市町村の福祉担当課です。

申請書は市町村窓口にあります。

長野県内に住所がある方で、申請書をご希望の方は、当院でもご用意がありますのでお申し出ください。

### 申請に必要なもの

- 申請書
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金の証書の写し、または年金払込通知書）
- 顔写真（縦 4cm X 横 3cm / 一年以内に撮影したもの。裏に生年月日・氏名を記入）
- 印鑑
- 同意書（年金証書で提出する場合のみ）
  - ※ 自立支援医療と同時に申請する場合には申請書はそれぞれありますが、診断書は手帳申請書用の診断書 1 枚で兼用できます。
- マイナンバーカード

### 申請後

長野県（精神保健福祉センター）で判定が行われ、等級が「病気」の状態と「障害」の状態の両方から総合的に判断されます。非該当になった場合には、不承認通知書が交付されます。手帳ができるまでには 2 か月ほどかかります。

## 精神障害者保健福祉手帳を持つことで受けられるサービス

(詳しくは県や市町村の窓口や広報などご参照ください)

- 生活保護の障害者加算 (1級・2級)
- 県営住宅・市営住宅の優先入居、家賃の一部減免 (1級・2級)
- 税金の減額・免除 (手帳の等級に応じて変わります)  
(所得税・住民税・利子等の非課税・相続税・贈与税・自動車税・軽自動車税)
- 携帯電話基本使用料の減額 (ドコモ・au・ソフトバンク)  
どの会社も基本使用料半額などあります。  
詳しくは各社へ問い合わせ、お申し込みください。
- NHKの受診料減免 (申込必要)
- 無料電話番号案内 (ふれあい案内)  
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は電話番号が無料で案内されます。  
申込みについては下記の連絡先にお問い合わせください。  
電話 0120-104174 (全国共通)  
受付時間 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
- 障害者の法定雇用率への算定対象  
(50人以上の事業所では一定率の障害者雇用が義務付けられています)
- 県内鉄道運賃割引  
しなの鉄道
- 県内バス運賃割引  
長野電鉄バス・アルピコ交通 (長野地区・松本地区・諏訪地区)・信南交通・  
伊那バス・おんたけ交通・千曲バスなど、ご利用になるバス会社へご確認ください。
- 県独自の主な支援サービス
  - ・信濃美術館・東山蝦夷館および県立歴史館が主催する展覧会の観覧料の全額減免
  - ・県都市公園のスポーツ施設等の使用料の半額免除
  - ・県営住宅優先入居・家賃の一部減免 (1・2級)
- ホームヘルパーの利用 (市町村ごとに異なるのでご確認ください。)
- 福祉医療の利用 (条件あり)
- 身分証明証として活用
- 市町村独自のサービス  
施設補助、通院・通所・通園支援、移動支援、手当・見舞金、デイケア、公共施設の利用など。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

